

介護支援専門員に係る各種研修の受講地及び受講地変更の手続き方法について

1 各種研修の受講地について

各種研修の受講地は、原則として登録地です。

茨城県に登録のある方で、居住地や就業先が県外にあり現地で研修を受けたい場合は、その都道府県にお問い合わせのうえ登録移転の申請を行ってください。

2 登録地以外の都道府県で、研修受講を希望する場合

- やむえない事情により、他の都道府県での受講を希望される方（受講地変更を希望される方）は、直接、他の都道府県の介護保険担当課及び各研修実施機関に問合せをして、受講可能の了解を得てください。

了解が得られた場合のみ、「受講地変更手続き」を行うことにより、他の都道府県での研修受講が可能となります。

- 受講可能の了解が得られた後、茨城県福祉部長寿福祉課あて「受講地変更願」を提出してください。

茨城県福祉部長寿福祉課から他の都道府県介護保険担当課へ受講地変更の依頼をし、他の都道府県での受講について、正式に了解を得ることとなります。